

平成25年3月25日

いじめストップアドバイザーの設置について

教育委員会教育研究所

1 趣旨

いじめの未然防止やいじめ問題の解決を目指して、教職員や児童生徒及びその保護者を対象として教育相談や研修・指導・援助を実施するとともに各学校の教育相談体制や学校教育相談室の充実を図るため、いじめストップアドバイザー（以下「アドバイザー」という）を設置する。

2 職務内容

- (1) いじめ問題の早期発見や早期対応及びいじめ根絶に向けて、教職員及び児童生徒や保護者に対しての継続的な指導に関すること。
 - ・平成24年度第2回児童生徒指導に関する調査（いじめの問題）から把握したいじめの実態について、継続的指導が必要な場合への支援
 - ・いじめに関する諸問題のスーパーバイザーとしての活用
- (2) いじめ予防のために、いじめにつながる児童生徒指導上の諸問題について、教職員及び児童生徒や保護者に対して、教育相談や指導・援助に関すること。
- (3) いじめの未然防止やいじめ問題の対応に関わる研修に関すること。
 - ・いじめ防止やいじめ対策に関する校内現職教育の講師として活用
 - ・児童生徒を対象としたピアカウンセリング等の講座の講師として活用（児童会や生徒会等のリーダーや希望者を対象としての講座）
- (4) 学校教育相談室に通室する児童生徒に関わる相談・指導助言に関すること。
- (5) 前各号に定めるもののほか、いじめ問題の対応について教育委員会が必要と認める事項に関すること。

3 委嘱

アドバイザーは、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 臨床心理士の資格を有する者
- (2) いじめ問題やいじめにつながる児童生徒指導上の諸問題に対して十分な知識と経験を有する者

4 勤務態様等

- (1) 勤務時間は、原則、1回4時間とし、週3回程度の勤務とする。
- (2) 年間の勤務の内、各学校に2/3程度、学校教育相談室に1/3程度の割合で勤務する。
- (3) すべての学校へ最低1回は訪問（年間計画へ位置づけた訪問）し、その他は各学校の希望を調整して訪問する。

5 今後の予定

平成25年4月 アドバイザー委嘱

教育研究所 Tel 43-1177 次長 佐藤
